

1. ふれあい漁港整備について

深日漁港・小島漁港整備事業は、平成5年度に「マリノベーション拠点漁港漁村総合整備計画(ふれあい漁港整備事業)」として、水産庁の認定を受けた計画である。

マリノベーション拠点漁港漁村整備計画

目的：水産業の振興と漁村地域の活性化を図る

内容：漁港漁村と都市住民との交流を促進する拠点を形成

漁港施設の充実、漁業と協調した海洋レクリエーションの振興、
美しい自然環境の保全 等

(1) 計画概要

深日漁港

府下に唯一残された自然海岸の景観と大都市圏から僅か1時間に位置する特性を活かし、都市住民が漁業や自然にふれることができる施設を整備するとともに、漁業振興に必要な施設を整備し、地域の活性化を図る。

小島漁港

一本釣り、刺し網の好漁場を控えた当地区の特性を活かし、遊漁等による体験漁業に加え、漁港周辺の優れた景観を楽しむことができる親水施設を整備するとともに、地元住民の生活環境の改善を図るため、排水処理施設、多目的広場等の施設整備を行う。

位置図



(2) 主要なふれあい関連施設

別紙参考1参照

	増殖機能付護岸	親水護岸	緑地公園	つり場施設	ダイビング施設	フィッシュマリーナ施設	イベント・ホール施設	レストラ	水産直売所	水産学習施設	漁業体験施設	人工海浜
深日												
小島												

府が実施主体

受益者が実施主体

また、これらの事業については、漁業振興という漁港整備の基本的な目的に加えて、深日漁港においては地域の防災機能の向上及び道路整備による渋滞の解消と交通安全対策の向上、小島漁港においては生活排水処理、広場の確保によるコミュニティ活動の振興と震災時の避難地確保など、それぞれ懸案の地域課題の解決に寄与するほか、府民が憩い交流できる場の提供といった多様な事業目的や効果が含まれている。(平成12年度意見具申より抜粋)

(参考) なぎさ海道 及び ウォーターフロント開発との関連

なぎさ海道

なぎさ海道エリアには大阪湾沿岸全体が含まれており、ふれあい漁港整備は、なぎさ海道の中の府が整備する施設である。ふれあい整備完了後は、なぎさ海道のマップに明記し、府民の利用を図る予定である。

ウォーターフロント開発

当漁港整備は府が行う海辺空間の漁港漁村整備であり、他のウォーターフロント開発の一環ではない。

2. 事業主体について（H12年度の意見具申を受けた対応）

- (1) 埋立造成後に整備される各施設は、それぞれの設置目的、受益者の範囲などを勘案し、適切な事業主体に振り分けてきたところであり、今後も、適切な財政負担等について、地元等と検討していく。

これまでに検討した内容

土地利用調整会議の開催

出席機関：・岬町（町長公室、事業部地域振興課、事業課、上下水道課、生涯学習課）
・漁業者（深日、小島）
・大阪府（水産課、港湾局）

会議目的：ふれあい漁港漁村整備において設置を計画している各施設の目的、内容を関係者において共通認識を持って検討し、埋立造成後に速やかに適切な事業主体で事業の推進を図る。

協議結果：小島上架施設（H16年度施工済み） 事業主体：小島漁協
深日荷捌施設（H17年度施工予定） 事業主体：深日漁協
深日中間育成施設（H17年度施工予定） 事業主体：深日漁協
小島漁業集落排水処理施設（H17年度事業着手） 事業主体：岬町
深日・小島漁港環境整備（H20年ごろ事業着手予定） 事業主体：大阪府
* 深日加工場施設（時期未定） 事業主体：深日漁協
* 小島遊漁船案内施設（時期未定） 事業主体：小島漁協
* 深日水産物直売施設（時期未定） 事業主体：深日漁協

* 印施設については、水産庁の補助（交付金事業）で調整する。

3. 事業費の変動について

(1) 深日漁港

施設		再評価時	現時点	差	主な増減理由
外郭施設	防波堤 護岸 物揚場	2,678,500 千円	2,347,000 千円	331,500 千円	撤去予定であった既存の防波堤を利用することにより、 ・防波堤の整備延長を縮小（400m 285m） (参考2を参照)
外郭施設以外					
道路		13,500 千円	116,000 千円	+ 102,500 千円	段階施工から完成施工に変更したため 当初は舗装一層分の事業費を実施し、一定年度後に計画変更し、施設にかかる国庫補助を受ける予定が、段階施工による補助が見込めなくなった。
埋立	埋立 背後地排水 埋立地排水	187,500 千円	915,000 千円	+ 727,500 千円	埋立予定であった土地の一部を人工海浜(干潟)とすることにより、埋立面積を縮小（50,590m ² 48,456m ² ） 併せて自然環境の保全と地域活動の拠点づくりを図る。(参考3を参照) 浚渫土の土質が埋立土として不適であったため、埋立工法を変更（一部浚渫土利用 購入土）(直接投入埋立揚土埋立) + 326,500 千円 排水による港内水質悪化防止のため放流場所を変更（排水管敷設延長 200m 541m） + 318,000 千円 実施設計時に埋立地内排水工が必要と判断したため変更追加 + 83,000 千円
畜養施設		50,000 千円	0 千円	50,000 千円	受益者を事業主体とする変更
事業費合計		2,929,500 千円	3,378,000 千円	+ 448,500 千円	

(2) 小島漁港整備

施設		再評価時	現時点	差	主な増減理由
外郭施設	防波堤 護岸 物揚場	1,804,000 千円	1,847,000 千円	+ 43,000 千円	撤去予定であった既存の施設を利用することにより施設整備延長縮小（928m 835m） 129,000 千円 ・A 防波堤の断面が当初想定より大きくなり事業費が増 + 172,000 千円 (参考4を参照)
外郭施設以外					
道路		23,000 千円	55,000 千円	+ 32,000 千円	段階施工から完成施工に変更したため 当初は舗装一層分の事業費を実施し、一定年度後に計画変更し、施設にかかる国庫補助を受ける予定が、段階施工による補助が見込めなくなった。
埋立	埋立 背後地排水	87,000 千円	299,000 千円	+ 212,000 千円	撤去予定であった既存の施設を利用することにより、埋立面積を縮小（19,000m ² 14,848m ² ） 水質悪化防止のため、埋立工法を変更（直接投入埋立 揚土埋立） + 25,000 千円 排水による港内水質悪化防止のため放流場所を変更（排水管敷設延長 140m 438m） + 187,000 千円
畜養施設		50,000 千円	0 千円	50,000 千円	受益者を事業主体とする変更
事業費合計		1,964,000 千円	2,201,000 千円	+ 237,000 千円	

- ・本件、漁港整備事業については、護岸等の外郭施設を整備 埋立 道路や排水施設の整備 という手順で進めている。
- ・再評価における委員会の意見に従い、経費の縮減と適切な費用負担に努めたところ、外郭施設整備や畜養施設については、一部を除き事業費を削減することができた。
- ・しかし、国の補助制度の方針や、再評価時点において不確定要素を含んでいた外郭施設整備後の工事等について計画変更を余儀なくされたことにより、全体として事業費が増加となった。

4. 費用対効果の便益の算定について（第5回委員会における審議から）

(1) 概要

漁港整備における費用便益分析は、実用的な範囲内で消費者余剰法によって貨幣換算が可能な、漁港整備事業により発生する効果と総事業費とを比較することによって行った。

再評価時：漁港漁村関係事業費用対効果分析のガイドライン（暫定版）
平成 11 年 7 月 水産庁漁港部

現時点：水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（暫定版）
平成 14 年 3 月 水産庁漁港漁場整備部

(2) 費用便益比

深日漁港整備事業の費用便益比

総便益（B）/ 総投資額（C）

再評価時：3,184,329 千円 / 2,705,144 千円 = 1.18

現時点：4,255,128 千円 / 3,849,425 千円 = 1.11

小島漁港整備事業の費用便益比

総便益（B）/ 総投資額（C）

再評価時：2,101,876 千円 / 1,845,654 千円 = 1.14

現時点：2,795,077 千円 / 2,504,261 千円 = 1.12

(3) 便益内容

便 益 項 目	深日	小島
1. 防波堤等整備による漁船の耐用年数の増加効果		
2. 防波堤等整備による台風時等に避難行為等の解消、出漁日の増加効果		
3. 物揚場、用地整備等による人件費の節減効果		
4. 魚介類が活魚、加工品の状況で出荷できることによる付加価値効果（漁港整備による用地造成分のみ）		×
5. 青空市場、遊漁船案内所などの漁港内施設を利用した際の経済効果（漁港整備による用地造成分のみ）		
6. 臨港道路の整備に伴う一般交通経費の減少効果 <i>新たに計測</i>		×
7. 海水飛沫による被害防止効果 <i>新たに計測</i>		×

(4) 便益増加の理由

防波堤等整備による漁船の耐用年数の増加効果（上記1）について、現行ガイドラインに基づき計測したところ、対象漁船数が増加した。

臨港道路の整備による一般交通経費の減少効果及び海水飛沫による被害防止効果（上記6、7）を新たに計測した。（深日漁港）

防波堤整備による効果（上記1、2）の発現が漁業者等の聞き取りから判明したため、平成11年度より便益を発現させて計測した。

防波堤等整備による効果の便益期間の考え方

当事業は平成7年度に外郭施設の防波堤から着手し、平成11年度においては外郭施設全体の約半分の整備が完成している状況から、防波堤整備による効果が、漁業者等の聞き取りから判明したため、平成11年度より便益を発現させて計測した。

- ・平成11年～平成60年の50年間は、便益額の半分を計測
- ・平成18年～平成67年の50年間は、残りの便益額の半分を計測（深日）
- ・平成21年～平成70年の50年間は、残りの便益額の半分を計測（小島）

【 参考 】

平成 12 年度 意見具申

< 深日漁港整備事業及び小島漁港整備事業についての審議結果 >

この両事業については、

- ・直接の受益者である地元漁業従事者の数に比べて投資額が過大ではないか。
- ・整備内容に漁業振興以外の要素も多く含まれているが、これらの必要性をどう考えるか。
- ・同一町内に 2 つの漁港を同時に整備する必要があるのか。当面、緊急度の高い方を優先的に整備すればどうか。

などの意見や疑問が出された。

委員会としては、既に整備済みの他漁港の状況も含め、現地視察を行い、委員会並びに専門部会を通じて審議を重ねてきた。

その結果、これら事業については、漁業振興という漁港整備の基本的な目的に加えて、深日漁港においては地域の防災機能の向上及び道路整備による渋滞の解消と交通安全対策の向上、小島漁港においては生活排水処理、広場の確保によるコミュニティ活動の振興と震災時の避難地確保など、それぞれ懸案の地域課題の解決に寄与するほか、府民が憩い交流できる場の提供といった、多様な事業目的や効果が含まれていることを確認した。

両事業について、本委員会としては、全体として事業の必要性を精査するとともに、国庫補助制度を活用して、懸案の地域整備も含めた複数の目的を一体的に実現していくことが効果的であると考えたところであり、今後、府において財政状況も踏まえつつ効率的な事業遂行に努めていかれることを前提として、「事業継続」と判断した。

平成 12 年度 大阪府対応方針

1. 個別事業について

(2) 深日漁港整備事業及び小島漁港整備事業について

両事業については、特に、委員会の審議内容を踏まえ、財政状況を勘案し、コスト縮減に努めるなど効率的な事業進捗を図るとともに、埋立造成後に整備される各施設については、それぞれの設置目的、受益者の範囲などを勘案し、適切な事業主体や費用負担について検討していく。